

令和6年11月11日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和7年2月から5月までの間、多機能端末（コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機、区施設に設置のマイナンバーカード専用証明書自動交付機）による証明書交付手数料の一部を時限的に減額する必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和6年第4回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

附則第3項を次のように改める。

（多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置）

- 3 令和7年2月1日から同年5月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和7年2月1日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手数料は、閲覧については1回につき100円、印鑑登録証の交付については1件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については1件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置）</p> <p><u>3 令和7年2月1日から同年5月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年2月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手数料は、閲覧については1回につき100円、印鑑登録証の交付については1件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については1件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置）</p> <p><u>3 令和6年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。</u></p>